**平成２７年（フ）第３４３号**
大分県別府市亀川四の湯町５番19号　児玉病院、住民票上の住所大分県別府市立田町５番22号
破産者　齊藤　勝三
1　決定年月日　平成28年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２７年（フ）第２０３号**
北海道旭川市緑町15丁目3011番地の５
破産者　杉永　伸仁
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第２号**
北海道旭川市２条通16丁目1135番地の５
破産者　池邨　知之
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第６９号**
福島県南相馬市原町区雫字塔場下319番地の３、開始決定時の住所北海道足寄郡足寄町西町４丁目３番地５
破産者　佐藤　　靖
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２８年（フ）第５号**
茨城県守谷市板戸井1551番地、破産手続開始決定時の住所北海道北見市卸町３丁目１番地21
破産者　貝塚　壮平
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

**平成２８年（フ）第３号**
青森県十和田市大字洞内字井戸頭144番地23井戸頭団地８号棟32号
破産者　千葉尚太朗
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

**平成２７年（フ）第４１号**
岩手県奥州市水沢区真城字塚15番地１　セブンパレス　55号室
破産者　佐々木　徹
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

**平成２８年（フ）第８号**
福島県伊達郡川俣町字上桜23番地の１、従前の住所福島県伊達市月舘町糠田字入山３番地
破産者　長谷部克彦
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

**平成２８年（フ）第６０４号**
神奈川県藤沢市城南４丁目10番33号　エストレージャ湘南722号
破産者　福島祐太郎
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第１１８号**
富山県射水市庄西町１丁目２番23号
破産者　酒本　弘充
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

**平成２７年（フ）第１７２号**
静岡県富士宮市小泉1251番地の２　メイプルリーフⅠ　102、前住所富士市天間1793番地の２　雇用促進住宅１―404号
破産者　田口　敏洋
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

**平成２８年（フ）第５７号**
静岡県浜松市中区板屋町547番地　セラン403
破産者　川井　貴之
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２７年（フ）第７３号**
兵庫県加西市北条町古坂1047番地の１
破産者　内藤　定一
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

**平成２８年（フ）第１４号**
兵庫県加東市梶原229番地９
破産者　新山　久美
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

**平成２８年（フ）第１４号**
香川県東かがわ市三本松273番地１
破産者　和田　　真
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**平成２８年（フ）第３９号**
愛媛県松山市森松町392番地３
破産者　寺岡　貴久
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第４４号**
愛媛県今治市波方町樋口甲1930番地102、前住所愛媛県今治市本町５丁目１番30号
破産者　中根　耕造
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

**平成２７年（フ）第４５号**
愛媛県今治市波方町樋口甲1930番地102、前住所愛媛県今治市本町５丁目１番30号
破産者　中根　美保
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

**平成２７年（フ）第３０号**
大分県佐伯市7276番地14
破産者　高次　茂明
1　決定年月日　平成28年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係